

農地・水・環境保全たよりの

農地・水・環境保全向上対策

「みえのつどい 2008」を開催しました！

平成二十一年一月十七日に津市の「メッセウイングみえ」において、県内の農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織の約500名の関係者のみなさまの参加をいただき、「みえのつどい2008」次世代へ守りつなごう私たちの地域を！(以下、「つどい」)を開催することができました。

この「つどい」は、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる活動組織が、農業・農村環境の質的向上を図る活動をより一層活発に取り組むことができるよう、お互いに情報交換や意見交換を行うことを目的に開催いたしました。

まず、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会の真伏秀樹会長(三重県農水商工部長)の主催者挨拶に始まり、東海農政局整備部農地整備課の工藤敏光課長、三重県議会の防災農水商工常任委員の青木謙順議員、水士里ネットみえの服部忠行会長から挨拶がありました。

引き続き活動事例の発表に移り、共同部門においては、松阪市の「伊勢寺地域環境保全向上活動をする会」、多気町の「多気町勢和地域資源保全・活用協議会」、伊賀市の「羽根環境保全委員会」の3組織、営農部門においては、菰野町の「田光資源と環境を守る会」の1組織の活動

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会
発行担当者 三重県土地改良事業団体連合会
三重県津市広明町三三〇
TEL 059-226-4824 FAX 059-225-7332

事例の発表がありました。



休憩を挟んで後半は、優秀活動組織の表彰となりました。県の地域機関から推薦された18組織の紹介があり、そのうち選考により選ばれた5組織が優秀活動組織として表彰されました。各賞と受賞組織は次のとおりです。

【三重県農地・水・環境保全向上対策協議会長賞(共同活動部門)】多気町勢和地域資源保全・活用協議会
【三重県農地・水・環境保全向上対

策協議会長賞(営農活動部門)】田光資源と環境を守る会

【三重県農村地域環境保全向上委員長賞(共同活動部門)】伊勢寺地域環境保全向上活動をする会

【三重県土地改良事業団体連合会長賞(共同活動部門)】かがわふる里活動隊

【三重県農地・水・環境保全向上対策協議会審査員特別賞】羽根環境保全委員会



また、会場内には「つどい」に参加した活動組織から出展のあった活動写真パネル、のぼり、パンフレットなどの展示や農業用水路の目地補修材、カバープランツ、共同活動支援ソフトなどの関連商品を紹介する情報コーナーなどを設置し、多くの参加者で賑わっていました。

「つどい」終了後には、会場をブラザ洞津に移し、活動組織相互の交流を深めるための「交流会」を開催しました。参加者のみなさんは、それぞれの活動組織が抱える問題や解決方法を本音で語り合うとともに、相互の親交を深めていました。

東海農政局による抽出検査が実施されました（営農活動）

東海農政局の担当官により営農活動支援交付金に係る活動を実施している3活動組織を対象に抽出検査が行なわれました。この検査は、農地・水・環境保全向上対策の実施要綱に定められているもので、金銭出納簿や領収証の整理状況、活動内容の写真などについて細かなチェックが行われました。

この検査における主な口頭指導事項は次のとおりです。

金銭出納簿にはどの活動で支出されたかを記載すること

領収証の宛名は、活動組織名を記載すること

領収証には品目名・数量を記載すること

先進地調査等を実施する際は、自らの地域の環境保全型農業を推進するうえでの必要性を十分検討するとともに、調査後は、調査結果を活動記録等にまとめておくこと。また、昼食や宿泊への支出についても、行程等を十分検討し、必要性を判断すること。

東海農政局による抽出検査の結果（共同活動）

創刊号でもお知らせいたしました東海農政局による共同支援交付金に係る抽出検査について、検査結果の発表がありました。指導事項は、次のとおりです。

共同活動支援交付金により農家組合や水利組合などの役員報酬を支出していたため、是正を指導した（水利組合等の団体は独自の目的により設立されたものであり、その運用に係る役員報酬は同団体の独自の資金により補われるべきであり、共同活動支援交付金により支出することは適当ではない。）共同活動支援交付金により酒類を購入していたため是正を指導

他県では次のような口頭指導事項があります。みなさんの活動の参考にしてください。

葬儀に際しての香典を交付金から支出することは適当でない

領収証には購入品目及び購入数量を記載すること

活動参加人数を記録すること

図書券・商品券・プリペイドカードなどは残量管理を徹底すること

活動組織情報

すがぜCAP（津市）

本地域の活動範囲のほぼ中央部を南北に走る道路には、ごみの不法投棄が絶えないため、景観形成の広報活動の一環として不法投棄防止の看板を作りました。

看板づくりは、ごみ捨て禁止の看板だけでなく、遊休農地を還元した農地で花畑を栽培、あるいは、地域の花として水仙を農道に植栽しており、これらについても同時に取り組みました。

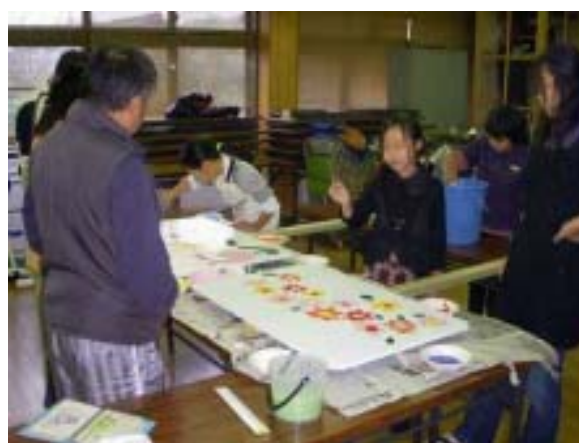
暖かみのある手作り看板にしようと、専門業者に発注するのではなく、高校の美術の先生や絵心のある構成員が講師となり、平成二十一年二月十四日、地域の子供たちを中心に手作りの看板づくりが始まりました。

真つ白な看板を前に、子供たちは「何を書いたらええの?」「どきどきする!」等不安げに絵筆を手にしていました。講師の指導の元、「ごみ捨て禁止」「花いっぱい」の「水仙の里」の3種類の看板6枚が見事完成しました。

絵の具が乾いた後、不法投棄がなくなり花いっぱい地域となるようさっそく現地に設置しました。

（追）農道の路肩に植栽した「水仙」が今満開となっています。近くに寄られたら、ぜひ見に来てください。

すがぜCAP



中島グリーンネット
(伊賀市)

平成二十年度から本対策を始めました。書類の多さや写真の整理など不慣れのなか、早いものでほぼ一年が経ちました。

私たちの活動範囲は伊賀市の旧大山田村の中島集落です。ほ場整備が昭和五十四年に完了し、約三十年が経過していることから、水路の老朽化や目地部分の劣化が目立ち、漏水による水不足となりつつあります。

水路を新設するのは経費的にも大変なので、本対策を利用して目地補修を行うことを集落住民の総意で決定しました。

しかしながら、どのように補修を行ったらよいか分からないため、いろいろな工法を検討した結果、施工単価は少し高いのですが、作業が比較的簡単で現地に合うPPSライニング工法（紫外線で硬化するシートを目地部分に幅20cmで貼り付ける工法）を採用しました。

目地補修作業は、中島グリーンネットの構成員のほとんどが参加し、名古屋の資材業者の指導のもと行いました。

まず、表面の水分を取り除くため、バーナーで乾かしたのち、コケやドロを落とし、サンダー（研磨機）をかけて表面を滑らかにします。この

下地処理の作業が慣れるまでに時間がかかりました。

次にコンクリート面とPPSシートがよく馴染むように下地剤と接着剤を塗り、透明なPPSシートを貼り付け、ヘラで気泡を抜き取った後はシートが硬化するのを待つだけです。接着剤とPPSシートは1時間ほどで硬化し、その後、表面に保護ペンキを塗って完成です。

施工箇所表面を滑らかにするなどの下地処理作業に慣れるまでに時間がかかりましたが、下地剤塗布・PPSシート貼り付け・保護ペンキの塗布など比較的簡単な作業であることから、時間の経過とともに作業が手早くなりました。

今回は主に地域用水として利用されている区間の補修を重点的に行いましたが、今後は農業用水路の区間も構成員全員で力を合わせ水路補修を行い、水の有効利用や施設の長寿命化を図ります。



下地剤と接着剤を塗ります



研磨機で表面を滑らかにします



バーナーで乾かします



完成です！



表面に保護ペンキを塗ります



PPSシートを貼り付けます

事務局からのお知らせ

野生獣による農林業被害に

お困りのみなさん、注目です

イノシシ、サルやシカなどの野生獣による農林業被害等の軽減と野生獣の生息管理を図るため、「三重県獣害対策プロジェクト」が平成21年4月に発足します。このプロジェクトでは、県の各関係機関により集落に対して、野生獣の追い払いを中心とした防護柵の設置や捕獲対策など総合的かつ重点的な支援が行われる予定です。

詳しくは、三重県農水商工部農山漁村室までお問い合わせください。

お問い合わせ先

三重県農水商工部農山漁村室獣害対策グループ(平成21年4月以降)
TEL 059-224-2543

納豆菌を使った水質浄化

農地・水・環境保全向上対策「みえのつどい2008」において羽根環境保全委員会から活動事例の発表があった「納豆菌を使った水質浄化」について、いくつかの活動組織から詳しい内容を知りたいと問い合わせがありました。

この水質浄化活動には、愛媛県産業技術研究所が開発した「えひめA I-2」という環境浄化微生物を用いています。これは納豆やヨーグルトなどを原料としているので家庭でもつくることのできる環境浄化微生物です。詳しい作り方などは左記の愛媛県産業技術研究所のホームページに掲載されています。

<http://www.iri.pref.ehime.jp>
<http://info/bisei.but/manual2.htm>

活動組織のみなさんへ

お願いです

活動組織のみなさんが本対策に係る研修や勉強のために、先進的な取り組みを実施している活動組織などへの訪問を行っている事例があります。当然のことですが、本対策に係る交付金では観光旅行や役員の慰安旅行等へ支出することはできません。ほかの活動組織へ研修のために訪問する場合は次の点に十分注意してください。

- ・ 訪問の目的は適切ですか(先進地調査や訪問の必要性)
- ・ 参加人数は多すぎませんか
- ・ 宿泊や食事などの必要性は検討していますか
- ・ 訪問や研修の結果をどのように役立てるかを活動記録等にまとめてありますか

建設事業者への「活動証明書」の発行にご協力ください

三重県が発注する農業農村整備事業に係る工事等の入札は「総合評価方式」により行っています。この「総合評価方式」においては、建設事業者の社会貢献活動を評価項目のひとつとしているところですが、このたび、建設事業者が農地・水・環境保全向上対策の活動へ参加した場合も、社会貢献活動として評価することになりました。これにより、本対策の活動に参加した建設事業者から活動組織に対し「活動証明書」の確認を求められることがありますので、各活動組織におかれましては、内容を確認のうえ、「活動証明書」に押印していただきますようご協力をお願いします。

お問い合わせ先

三重県農水商工部農業基盤室
TEL 059-224-2556

協議会のホームページ

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会では、本対策に関する情報提供の一環としてホームページを開設しています。

<http://www.miedoren.or.jp/home/kyogikai/index.htm>

投稿募集のご案内

事務局では、「たより」を活動組織の情報交換の場と考え、発行していきます。活動組織のみなさまの活動状況や県内の他組織にアピールしたいこと、苦労話などがありましたら、事務局までどんどん投稿してください。お待ちしております。

地域の活動の輪を広げるには、本対策での活動を地域のみならず知っていただくことが有効な手段になります。活動を知っていただくことで様々なアイデアが生まれ、また活動への理解を得られやすくなり、活動の活性化が期待できます。ぜひ、積極的な広報をお願いします。ファックス、郵送でも結構ですのでぜひお寄せください。

投稿先

T514006
津市広明町330番地
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会(三重県土地改良事業団体連合会)
TEL 059-226-4824
FAX 059-225-7332

